

告 示

埼玉県告示第四百号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
基本測量（オルソ作成）

二 作業地域

加須市、春日部市、久喜市、幸手市、杉戸町
飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、上里町

三 作業期間

令和三年四月二十六日から令和四年三月三十一日まで